



【連載 行政連携から】

「相続財産管理人制度に関するセミナー」が開催されました

相続財産管理人制度に関するプロジェクトチーム 委員 本間 亜紀

【開催日・場所】2019年7月9日(火) 於 大阪弁護士会館

2019年7月9日(火)午後1時半より、相続財産管理人制度に関するプロジェクトチームは、大阪家庭裁判所の協力を得て、大阪府下の自治体職員の方々を対象とした、「相続財産管理人制度に関するセミナー」を開催しました。

1 相続財産管理人制度に関するプロジェクトチームの活動について

大阪弁護士会では、2018年2月、相続財産管理人制度に関するプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を立ち上げ、大阪家庭裁判所（以下「裁判所」という。）と共同して、相続財産管理人制度及び不在者財産管理人制度の運用をより柔軟・多様なものとする事で、利用を促進するべく、協議を重ねて参りました。

2018年度には、今後増加するニーズに対応するために、裁判所と当会の共同で充実した研修を実施して財産管理人の担い手となる会員の養成を行ってきました（現在登録数約500名余り）。その後、本年度は、裁判所を中心に、空家問題、遺留金増加等を背景に、相続財産管理人等の選任申立ての潜在的ニーズがあると思われる自治体向けマニュアルとして「自治体向け 財産管理人選任事件申立てQ&A」を作成しました。同Q&Aの作成にあたっては、PTからも様々な意見を述べる等して協力させていただきました。

同Q&Aは、主に自治体が申立人となり、公益的な目的から、相続人不存在の場合の相続財産管理人等の選任申立てを行う場合に、必要となる準備やその後の手続などについて、よくある質問を掲げ、可能な限り具体的かつ簡明な説明が記載されており、初めて財産管理事件の申立てを担当する自治体職員の方でも、同Q&Aを参考にしていただければ、概ね申立てに至ることができる内容となっているかと思います。

さらに注目すべきは、相続財産管理人制度等の柔軟・多様な運用の肝として、予納金の事案の類型による透明化・低減化があります。これにつき同Q&Aでは、予納金の額等についても具体的な説明がおかれまして（そ

の内容は、後述します。）。)

そこで、こうした成果について、大阪府下の各自治体担当者に広く周知するとともに、裁判所との直接の意見交換の場を設けて、各担当課が申立てにあたり悩んでいる事情を伺い、今後に役立てるため、大阪府下の自治体職員の方々を対象とした「相続財産管理人制度に関するセミナー」を開催することになりました。

2 セミナーの概要

7月9日(火)に開催された「相続財産管理人制度に関するセミナー」には、大阪府下の43の自治体の空家担当課、租税担当課、生活保護担当課、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業担当課から、合計191名が参加していただきました。

(1) 基調講演

まず、裁判所の三木裕之裁判官より、「相続財産管理人・不在者財産管理人制度について」と題した基調講演をしていただきました。

基調講演では、i 相続財産管理人及び不在者財産管理人制度の概要、ii 自治体等による相続財産管理人制度等の活用場面の紹介（空地・空家問題、遺留金品の処理、租税債権の回収等における活用）、iii 相続財産管理人制度等における手続の流れ、iv 相続財産管理人制度等の選任申立ての際の留意事項、v 予納金の基準等を、先のQ&Aも引用しながら、分かりやすく説明していただきました。

予納金の基準については、①今後の事務の内容から予想される管理費用（管理事務の費用、相続財産管理人等の報酬額等）、②相続財産や不在者の財産により管理費用を賄うことが可能か（現金や預貯金の金額）という観点から決定されるという一般的な目安が説明された後、この度、設けられた、自治体等による申立て



における予納金のルールが紹介されました。

具体的には、自治体による申立てにおける予納金は、公益性が高いことを踏まえた運用をおこなっており、相続財産管理人選任については、(1)遺留金の引継ぎ事案において、30万円以上の預貯金等の流動資産があれば予納金は不要であること、及び、(2)不動産の処分が必要となる事案においても、不動産の処分可能性に関する情報等を提供してもらうこと等により、予納金を原則として30万円とすること（預貯金等の流動資産があれば、その分子納金額が減額される。た

だし、相続財産管理人選任後に、管理費用が予納金及び流動資産の額を超える場合には、申立人において、i 予納金を追納するか、ii 手続を終了するかを選択することになる。）を、詳しく説明していただきました。また、不在者財産管理人の選任申立てについては、上記が各20万円以上となります。

(2) 弁護士による典型事案の紹介

次に、自治体担当者に相続財産管理人等の活用のイメージをもっといただくため、相続財産管理人等の事案において、管理人に選任された経験のある弁護士3名（林堂佳子会員、藤井伸介会員、入江寛会員）により、各々典型的な事案（i 生活保護受給者死後に遺留金が残留した事案、ii 遺産として空地・空家が残された事案、iii 外国人不在者の所有不動産を売却した事案、iv 税金滞納がある不在者の所有不動産を任意売却した事案、の合計4つの事案）につき、具体的な処理手順、





苦勞・配慮した事項及びポイント等を簡潔に紹介していただきました。

(3) グループワークの実施

その後、参加された自治体職員に①空家グループ（A～C 3つを設置）、②租税グループ、③生活保護グループ、④社会福祉協議会グループの4つに分かれていただき、実務上の疑問や実情につき裁判所や当会会員と意見交換するグループワークを実施しました。

グループワークでは、参加予定者から事前に寄せられた質問の中から、全てのグループで検討する共通質問事項、各グループで話し合う質問事項、及び、各グループのテーマに沿った質問事項を選び、各グループにおいて裁判所からの回答や説明がありました。

自治体の参加者からは、関連する質問や、各々の担当者が日ごろの業務において抱えている疑問等が出てきて、45分では到底時間が足りないくらいでしたが、何より裁判所の裁判官や書記官を身近に感じていただき、今後気軽に相談をしやすくなったと好評でした。



(4) セミナーのまとめ

最後に、一同で集まり、各グループワークでの質疑応答の概要等につき、担当者から簡単に発表がなされました。

また、裁判所からは、参加された自治体担当者の方々にに対し、相続財産管理人等の制度を活用して欲しい、申立てが可能か等について疑問に思われた場合には、遠慮せず、裁判所に尋ねてください、との心強い言葉がございました。

3 参加者からのアンケート結果及び今後の取り組み

参加者アンケート（169通）回答からは、基調講演、弁護士による典型事案の紹介、グループワークのいずれについても、大多数の回答者から「参考になった」、または、「かなり参考になった」という評価をいただきました。

これを機会に、自治体等の公益的申立てが大幅に増加していくことを期待し、さらに促進のため、Q&Aの普及や予納金に関する運用の周知をしていきたいと考えています。

PTでは、今後も、裁判所と協力し合い、相続財産管理人制度及び不在者財産管理人制度が広く利用されるよう、更に、取り組みを進めていきたいと考えております。

まずは、一般の方が相続財産管理人制度及び不在者財産管理人制度を利用しやすいよう、パンフレットを作成する予定です。

今後とも、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。